

平成23年11月

東日本大震災復旧・復興工事における 労働災害防止対策について

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室
主任技術審査官 釜石 英雄

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれによって引き起こされた津波による東日本大震災は死者約1万6千人、行方不明者約4千人（平成23年11月現在）に上るなど被害は甚大かつ広範に及んでおり、その影響は全国に及んでいます。特に被害の大きかった岩手、宮城、福島の前3県を中心に広範囲にわたり被害を受けた建築物、土木構築物等を早期に復旧し、復興させることが国家的な課題になっています。この復旧・復興工事を労働災害の発生なく安全に成し遂げることが極めて重要であることから、厚生労働省では種々の対策を講じてきました。以下、順に紹介していきたいと思ひます。

2 当初の対応

① 関係団体への要請

震災の発生直後から被災者の救助活動等が優先して行われる一方で、災害復旧工事にも早急に着手されることが予想されたため、建設業関係団体に対して、災害復旧工事における労働災害防止のより一層の徹底を図るため、電気・通信工事における墜落災害の防止、建築物等の解体、改修工事、がれきの処理における石綿ばく露の防止（防じんマスクの使用等）等に留意した施工が行われるよう会員への周知を要請しました。（平成23年3月18日付け基安安発

0318第1号他）

② 安全衛生業務の運営上の配慮

災害復旧工事等に係る労働安全衛生法第88条の規定に基づく計画の届出をすみやかに審査し、安全衛生上問題がないと判断される場合は届出後一定期間を経過しない間に工事を開始しても差し支えない取扱いに変更はなく、申請者の負担軽減を図るため、事前相談の段階で添付書類について十分配慮すること等震災により被災した事業場への影響等を踏まえた行政運営を図るよう都道府県労働局に指示しました。（平成23年5月18日付け基安安発0518第5号）

3 東日本大震災復旧・復興工事安全プロジェクト

(1) 東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部

① 本部の設置及び会議の開催

平成23年4月に取りまとめられた「安全から元気を起こす戦略」に盛り込まれた「東日本大震災復旧・復興工事安全プロジェクト」の一環として、震災復旧・復興工事を安全に成し遂げるための個別企業の枠組にとらわれない安全対策の検討・推進の受け皿となる「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」が建設業界内に設置されました（事務局は建設業労働災害防止協会）。第1回会合は6月に開催され、7月の第2回会合では、被災地域ごとの安全衛

東日本大震災復旧・復興工事安全プロジェクト ～一日も早く、復旧・復興を安全に成し遂げる～

【問題意識】

- 岩手、宮城、福島を中心に広範囲に亘る甚大な被害(建築物、土木構造物、インフラ)を**早期に復旧・復興させることが国家的課題**となっている。
- 輻輳して行われる各種工事や、建設業に不慣れな労働者による就業に伴う**労働災害の発生が懸念**される。
- 【※】阪神・淡路大震災では、震災復旧工事における労働災害は、死亡者40人、死傷者944人

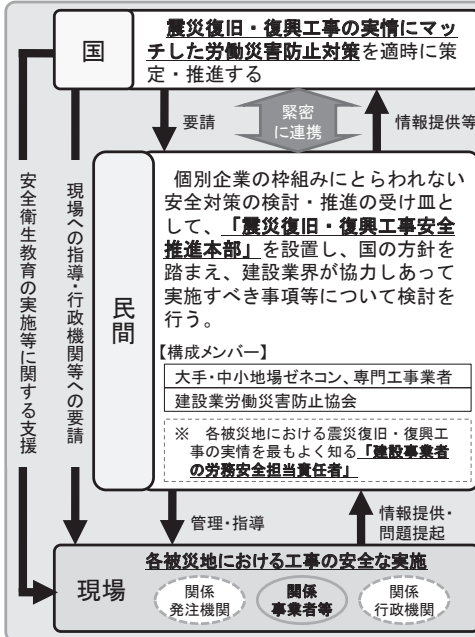
【プロジェクトのコンセプト】

- 震災復旧・復興工事の安全な実施に当たっては、国のリーダーシップのもと、建設業界が個別企業の枠組を超えて協力し、**工事の進捗に合わせた対策を「すきま」なく、強力に推進**することが必要不可欠

《コンセプト》

震災復旧・復興工事の「安全」な実施は、日本が「元氣」を取り戻すための第一歩

【プロジェクトの概要】



対応すべき課題(案)

- 1 関係発注機関や関係元方事業者等が参画するエリア別の「安全衛生協議体制」の確立
(例) ①工程等の情報共有、②隣接工区間の連絡調整、③資材搬入ルートの統一等
- 2 広域かつ大規模な震災復旧・復興工事の実施に伴う異業種からの労働者の参入増加等を踏まえた安全衛生教育の徹底
- 3 震災復旧・復興工事の状況に応じた適切な施工計画、作業計画に基づく工事の安全な実施
(例) 震災復旧・復興工事に伴う作業特有の問題点の把握とその対策の検討

生協議体制の構築、中小企業における安全衛生教育徹底のための具体的方策が検討され、9月の第3回会合では復興工事が輻そうして実施されることに伴う労働災害を防止するため「工事エリア」ごとに関係者が安全衛生対策を協議するための組織を設置し、それを円滑に設置、運営するための「県単位」、「地区単位」等の連絡会議を設置することが必要である、との合意がなされました。

② 工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置

推進本部での合意を受け、厚生労働省では被災3県の労働局に対して、発注機関、建設業関係団体等からなる県単位の連絡会議を設置するとともに、設置後は「地区単位」等の連絡会議及び「工事エリア別協議組織」が円滑に設置・運営されるように助言、指導を行うよう指示しました。現在、3局において設置に向けた準備が進んでい

るところです。(平成23年10月21日付け基安発1021第2号)

(2) 東日本大震災復旧工事安全衛生確保支援事業

震災復旧工事に従事する労働者の安全衛生を確保するため、安全衛生専門家による工事現場の巡回指導、安全衛生教育の支援等中小事業者に対する技術的な支援を委託事業として実施することとし、平成23年度第1次補正予算において措置された標記事業を建設業労働災害防止協会に委託して実施しています。

4 個別の対策

(1) がれきの処理における労働災害防止対策

① がれきの処理の際の安全上の問題と対策

今般の震災では、津波により膨大な量のがれきが発生し、災害復旧工事においては

がれきの処理等が優先的に実施されてきましたが、がれきの中には釘の先が突き出ているもの、泥等が付着し、破傷風等の感染症のおそれがあるもの、毒劇物が入った容器等様々なものがある可能性があることから、その処理に当たっては、けがや疾病を防ぐため、マスク、ヘルメット、ゴーグル等を着用することが必要です。また、がれきの処理は手作業だけでなくグラップル等の解体用機械を使用することが多くなっていますが、これら車両系建設機械と作業員が輻そうして作業を行うことによる接触等災害を防止するため立入禁止や誘導員の配置等の措置が必要となります。

② がれきの処理の際の石綿ばく露対策

建築物等の建材の中には石綿が含まれているものがあるため、建材等のがれきの処理等に当たっては、呼吸用保護具（防じんマスク等）の使用の徹底、石綿粉じんを飛散させないための散水、薬液散布が必要となります。

③ 関係団体への要請等

がれき処理における労働災害防止対策等を徹底するため、建設業関係団体に対して会員への周知を要請しました。（平成23年3月28日付け基安発0328第1号他）

また、がれき処理作業に係る安全衛生対策のQ&Aを作成し、都道府県労働局を通じて復旧工事を施工する事業場等に周知、指導しています。（平成23年4月22日付け基安発0422第1号）

④ 初めてがれき処理に従事する者への講習等

処理対象となるがれきが膨大な量に上るため、初めてがれき処理に従事する労働者が多数被災地に入ることが予想され、労働災害の発生が危惧されたことから、これらの者を対象に分かりやすいリーフレット「がれきの処理における留意事項」を作成

するとともに、これを用いて講習会を実施するよう全国の都道府県労働局に指示しました。なお、この講習会は、個人事業主やボランティアの方も受講できることとしました。（平成23年4月25日付け基安発0425第1号）

⑤ 集中パトロールの実施

がれき処理作業における労働災害防止対策の徹底を指導するため、本省、被災地を管轄する労働局、労働基準監督署、建設業労働災害防止協会及び労働安全衛生総合研究所による合同パトロールを実施し、必要な指導を行うとともに、マスク製造企業等から提供を受けた防じんマスクや手袋等の保護具を配布しました。集中パトロールは4月、5月の大形連休中、7月、そして8月に実施し、労働局、労働基準監督署による独自パトロールを加えると、合計で918現場に対して指導を実施しました。主に防じんマスクの着用や車両系建設機械との接触防止措置に問題が見られましたが、徐々に改善されてきています。

⑥ 集団指導等の実施

がれき処理における労働災害防止、防じんマスクの着用方法の実演による指導、異業種からの新規参入者に対する安全衛生教育の徹底を図るため、がれき処理の現場責任者等を対象に集団指導等を実施しました。

(2) 低層住宅の屋根改修工事等における労働災害防止対策

① 関係団体への要請

津波の被害がなかった内陸部等においても地震により損傷を受け、ブルーシート等により応急措置を講じていた家屋が屋根等の改修工事に徐々に着手することが予想され、それに伴う墜落・転落災害の多発が危惧されたこと、梅雨等による大雨による土砂崩壊が懸念されたことから、建設業関係

団体に対して、木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事における労働災害防止対策や土砂崩壊災害防止対策等を徹底するよう会員への周知を要請しました。(平成23年5月27日付け基安安発0527第1号他)

② 取組の例

低層住宅における墜落災害を防止するため、屋根改修時の具体的な墜落防止措置の



写真 がれきの処理状況
(平成23年9月、陸前高田市)

紹介を含め、労働災害防止対策の徹底を指導する集団指導を実施している労働局もあります。

(3) 解体工事における労働災害防止対策

① 関係団体への要請

津波被害のあった地域において、がれき作業が一定程度終了し、住宅やビルなどの建築物等の解体工事が集中的に行われることが予想されたことから、建設業関係団体に対して、地震・津波で被害を受けた建物が作業中に倒壊する危険性が高いこと、同一エリア内で複数の工事が並行して行われること等を踏まえ、地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事における労働災害防止対策、石綿ばく露防止対策を講じて安全に工事を実施するよう会員への周知を要請しました(平成23年8月31日付け基安安発0831第4号他)。また、解体工事を請け負った事業者向けにリーフレット「地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事における留意事項」を作成し、関係事業者に配布しました。

② 集団指導の実施

岩手、宮城、福島各局において、解体工事に従事する事業者や今後、従事することが予想される事業者を対象として上記①の事項について、集団指導を実施することとしています。

③ 監督指導、個別指導の実施

岩手、宮城、福島各局において、解体工事の進捗状況を踏まえつつ、一斉監督指導・個別指導を実施することとしています。

5 東日本大震災復旧・復興工事における労働災害の発生状況

東日本大震災の復旧・復興作業に関連する労働災害は、平成23年10月31日までの休業4日以上死傷者数が375人で、うち死

亡者数は18人です。業種別に見ると、建設業が292人、製造業が32人、商業が15人等となっています。

建設業の死傷災害を事故の型別に見ると、「墜落・転落」が140人で最も多く、次いで「飛来・落下」が27人、「はさまれ・巻き込まれ」が25人、「転倒」、「切れ、こすれ」が19人等となっています。「墜落・転落」は屋根等からが46人、はしご等からが45人等となっています。

阪神・淡路大震災の復旧・復興工事においては、平成7年の休業4日以上死傷者が944人、うち死亡者が40人に上っており、今般の震災復旧・復興工事において今後、

労働災害をいかに押さえ込むかが課題となっています。

6 今後の方向

厚生労働省としては、これまで、震災復旧・復興工事における労働災害防止対策を官民協力して進める枠組を構築するとともに、復旧・復興工事の進捗状況に応じた対策を講じてきたところですが、今後も工事現場の計画的な監督指導やパトロールの実施により災害の発生を防止するとともに、現場の状況を把握し、災害の発生状況の分析結果とも併せて適時適切に労働災害防止対策を講じていくこととしています。

がれきの処理における留意事項

～ がれき処理作業を行う皆様へ ～

地震・津波により倒壊した建物などのがれきの処理は、釘等を踏み抜いたり、倒れてきたり落下してきた物に当たるなど、多くの危険を伴います。

本リーフレットは、がれきの撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、がれきの処理における留意事項をまとめたものです。

作業の実施にあたっては、作業責任者の指示によく従って行動するとともに、本リーフレットを参考に安全に十分注意して作業を行ってください。

1 災害に遭わないための服装

- 長袖の作業着など肌が見えない服装で作業しましょう。
- ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- 防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェック（4頁目参照）を必ず行いましょう。



2 安全な作業のための準備

- 作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受けて作業を行いましょう。

- 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、連絡を取り合い、十分注意して作業を実施しましょう。

- がれきを運搬するための経路を確保しましょう。



地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事における留意事項

～建築物等の解体工事を実施する事業者の皆様へ～

建築物等の解体工事の実施にあたっては、壁の倒壊や開口部からの墜落・転落など多くの危険を伴います。

また、地震・津波で被害を受けた建築物等は、通常の建築物等とは異なり、倒壊の危険性が高く、解体工事の実施にあたっては、事前の調査や計画的な作業が必要となります。

本リーフレットでは、地震・津波で被害を受けた建築物等の解体工事の実施にあたっての留意事項をまとめましたので、これを参考に安全な作業を計画的に実施し、労働災害の防止に努めてください。

1 工事の計画段階で留意すべき事項

(1)「作業計画」について

地震や津波により被害を受けた建築物等の解体工事には、

- ① 低層部分に津波被害を受けている
- ② 半壊した建築物等が相互にもたれかかっている
- ③ 一定のエリア内で同時並行して作業が行われる
- ④ 周囲の地盤が緩んでいる

など、通常の工事とは異なる危険が潜んでいます。

工事の実施にあたっては、「建築物等の損傷の程度」、「周囲の状況」等を事前に十分、調査した上で作業計画を作成し、これに基づく作業を徹底してください。



1階部分に津波被害を受けた鉄骨造建築物

作業計画に含めるべき事項

- ・ 作業の方法及び順序
- ・ 建築物等の倒壊や解体した部材の落下を防止するための方法
- ・ 労働者の墜落を防止するための設備の設置方法 等

作成した作業計画は関係労働者に周知しましょう！

(2)「作業主任者」について

建築物等の種類・構造に応じ、必要な資格を有する者の中から「作業主任者」を選任し、職務を適切に行わせてください。

「作業主任者」を選任しなければならない作業以外の作業であっても、「作業指揮者」を指名し、作業方法及び順序について労働者への周知を行う必要があることに留意してください。

解体時に作業主任者の選任が必要なのは？

- ・ 高さ5m以上の金属製の部材で構成される建築物の骨組み
- ・ 高さ5m以上のコンクリート造の工作物



図 がれき処理及び解体工事に係るリーフレットの表紙